

## 質問書回答

件名	ひなたの魅力発信プロモーション事業業務委託企画提案競技	
NO	質問内容	回答
1	<p>③ 上記①、②の取組を、動画や写真を含めて、宮崎県公式観光サイト「みやざき観光ナビ」に掲載とありますが、素材を譲渡するところまででしょうか？「みやざき観光ナビ」のページの構成・デザインまででしょうか？コーディング、公開まで含みますでしょうか？</p>	<p>「みやざき観光ナビ」への掲載については、素材の譲渡とページの構成までを委託業務の内容とし、ページの組み込みに係る作業は当課で実施する予定です。</p>
2	<p>「企画書は1案」とありますが、各社、企画書が1セットという意味でしょうか？、⑥の（ア）にある「全体コンセプト」が1案という意味でしょうか？著名人の候補を複数案ご提案することは可能でしょうか？</p>	<p>企画書については、「実施要領11(1)」に記載の①～⑨までを1セットとし、企画書と規定しております。ですので、全体コンセプトは1案になるかと思いますが、その企画書の中で著名人の候補を複数案ご提案いただくことは可能と考えます。</p>
3	<p>仕様書の11(3)④について、著作権は応募者(受託者)ではなく、著名人(の所属事務所)に帰属してもよろしいでしょうか？ (著名人の権利対象となる履行方法の使用に関しては、受託者が使用に関する一切の責任を負います)</p>	<p>企画提案書に関する著作権はあくまで応募者に帰属するものと考えますが、実際の企画を進めていくにあたって発生する著作権は著名人(の所属事務所)に帰属するものもあると考えます。</p>